



# 健全化判断比率等の公表

☎ 財政課 (☎ 82-1131)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成 25 年度決算の健全化判断比率および資金不足比率を公表します。

## 📊 健全化判断比率

昨年度に引き続き、いずれの指標も早期健全化基準を下回る結果となりました。各指標は改善傾向にありますが、実質公債費比率、将来負担比率ともに県内の 13 市の中では高いほうに位置し、依然として厳しい状況です。

現在、合併特例債を活用した大型事業が本格化していることから、これらの指標への影響を注視しながら、将来を見据えた財政運営を行いますので、市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

### …… 〈基準を超えるとどうなるの?〉 ……

①～④までの 4 つの健全化判断比率のうち一つでも早期健全化基準以上になると「財政健全化計画」を策定し、自主的な財政の健全化に努めることとなります。また、財政再生基準以上になった場合には、「財政再生計画」を策定し、国などの関与により財政の再生に努めることとなります。

健全化判断比率	25 年度	24 年度	早期健全化基準	財政再生基準
① <b>実質赤字比率</b> 実質赤字額の標準財政規模 <sup>*1</sup> に対する割合。福祉、教育、まちづくりなどの行政運営の基本的な経費を網羅した一般会計等が対象となります。	— %	— %	12.7%	20.0%
② <b>連結実質赤字比率</b> 連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合。一般会計等に特別会計を加えたすべての会計が対象となります。	— %	— %	12.7%	30.0%
③ <b>実質公債費比率</b> 公債費 <sup>*2</sup> 等の標準財政規模に対する割合の過去 3 か年平均。基準財政需要額 <sup>*3</sup> に算入される公債費の増加などにより、比率は改善しています。	14.5%	15.3%	25.0%	35.0%
④ <b>将来負担比率</b> 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。	65.7%	82.1%	350.0%	

## 📊 資金不足比率

公営企業の各会計における資金不足額の事業規模<sup>\*4</sup>に対する割合のことで、昨年と同様に対象となる 6 事業において、資金不足比率は算出されませんでした。

なお、経営健全化基準以上になった場合には、「経営健全化計画」の策定が義務づけられます。

### ●対象事業

水道事業、工業用水道事業、病院事業、地方卸売市場事業、下水道事業、農業集落排水事業

	対象 6 事業	経営健全化基準
資金不足比率	— %	20.0%

## 用語解説

### ※ 1 標準財政規模

標準的に収入が見込まれる税に地方譲与税と普通交付税等を加えた一般財源の規模を示したものです。

### ※ 2 公債費

地方自治体が借り入れた地方債の元利償還金と一時借入金の利息を合計した額です。

### ※ 3 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、地方自治体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うための財政需要を一定の方法によって合理的に算出した額です。

### ※ 4 事業規模

各会計における営業収益に相当する額です。